

# 社会福祉法人中央福祉会

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人中央福祉会（以下、「法人」という。）の定款

第八条及び定款第二一 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。  
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 4 評議員の報酬については、定款第八条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

### (報酬等の額)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。

#### (1) 常勤役員

- ア 報酬は、別表第1「常勤役員の報酬の上限額」のとおりとし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- イ 賞与は、別表第2「常勤役員賞与の上限額」のとおりとし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。
- ウ 実施に応じて通勤手当を支給することができる。支給額については、職員給与規程の例による。
- エ 退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

#### (2) 非常勤役員

報酬は、別表3、及び4「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

#### (3) 評議員

報酬は、別表第5「評議員の報酬」に定める金額とする。

### (支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、年間報酬額を定める場合を含め、月額を持って支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、出席等の都度、支給する。

なお、理事長（※理事長が非常勤の場合）に対する報酬の支給時期等は、評議員会において別に定めるものとする。

### (費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

### (公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規程は平成30年3月21日から施行する。

この規程は令和3年4月28日から施行する。

この規程は令和3年7月1日から施行する。

この規程は令和4年3月29日から施行する。

[別表]

別表第1 常勤役員の報酬の上限額

常勤役員(業務執行理事)については施設長としての職員給与の支給であり、常勤役員としての公表をしないこととする。

別表第2 常勤役員賞与の上限額

別表第1に同

別表第3 非常勤役員の報酬

非常勤役員に対して、各年度の総額が1,300,000円を超えない範囲で、次の基準に従って支給することができる。

理事会及び評議員会の出席等の都度（監事の監査を除く。）

一人一律10,000円

監事の監査

一人一日10,000円

別表第4 非常勤役員のうち理事長の報酬

年間600,000円を当年度の4月及び10月に300,000円ずつ分割して支給する

別表第5 評議員の報酬

評議員会出席等の都度

一人一律10,000円